

令和3年神審第39号

裁 決

漁業取締船A乗組員負傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A首席一等航海士

海技免許 一級海技士（航海）

指定海難関係人 a 2

職 名 A機関員

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和元年7月30日13時00分

大阪府阪南港北西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁業取締船A

総トン数 1,598トン

全 長 84.22メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 5,294キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、平成26年7月に進水した水産庁に所属する長船首楼付き鋼製漁業取締船で、船首楼甲板中央部に最上層が操舵室、下層が居室や公室などを区画した3層の甲板室を配し、同甲板中央やや後方の両舷に同型の漁業取締艇1隻をそれぞれ搭載し、同艇の各船尾方に漁業取締艇揚卸装置（以下「ダビット」という。）を設置していた。

#### (2) 漁業取締艇

漁業取締艇は、出力220キロワットの電気点火機関を有する全長7.00メートル船体重量1,800キログラムの船側部がポリエチレンフォーム製及び船底部がFRP製の複合艇で、最大搭載人員が10人であった。

#### (3) 漁業取締艇の降下、離脱手順等

漁業取締艇の降下及び離脱手順は、ダビットの同艇巻き上げ及び繰り出し用のワイヤロープ（以下「ワイヤロープ」という。）先端に連結したリングを漁業取締艇の中央部に装備された離脱フックに装着し、同艇をダビットのブームで持ち上げて舷外に振り出し、同ブームを下げてほぼ船首楼甲板と同じ高さまで降ろして一旦停止したのち、ワイヤロープを繰り出して海面近くまで降下し、離脱フックの安全ピンを抜き、着水後、解放レバーを操作して同フックを解放し、離脱するものであった。

また、水産庁の漁業取締艇の離脱フックは、安全ピンを抜いて解放レバーを操作すれば、同フックに掛かる荷重の有無にかかわらず、

離脱フックが解放される方式（以下「オンロードリリース方式」という。）と安全ピンを抜き、続いて解放レバーを操作し、同艇が着水して離脱フックに掛かる荷重が25キログラムないし30キログラムになると、自動的に同フックが解放される方式（以下「オフロードリリース方式」という。）があり、Aの離脱フックは、オンロードリリース方式であった。

(4) 関係人の経歴等

a 1 受審人は、平成3年漁業練習船に航海士として乗り組み、その後、漁業調査船及び漁業取締船の航海士を経て、平成27年4月Aの首席一等航海士として乗船したもので、安全担当者及び消火作業指揮者に選任され、漁業取締艇の降下、揚収作業時には、安全管理及び現場指揮を執っていた。

a 2 指定海難関係人は、平成23年漁業取締船に機関員として乗り組み、その後、漁業調査船の機関員を経て、平成31年4月Aの機関員として乗船したもので、漁業取締艇の運用時には、同艇の離脱フック及び機関の各操作に就くことがあったところ、同船乗船以前は、オフロードリリース方式の離脱フックを操作していて、オンロードリリース方式の離脱フックの操作は、同年4月四国南方沖合の太平洋における漁業取締習熟訓練時及び同月九州西方沖合の東シナ海における漁業取締時の2回であった。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、船長a 3、a 1 受審人及びa 2 指定海難関係人ほか24人が乗り組み、造船所作業員14人を乗せ、主機関の試運転、漁業取締艇の習熟訓練等の目的で、船首3.78メートル船尾5.28メートルの喫水をもって、令和元年7月30日08時20分大阪市西成区に所在する造船所を発し、大阪湾の海上試運転海域に向かった。

ところで、Aは、同年5月15日、福岡県博多港で、漁業取締艇の試運転を実施したのち、同月31日に取締航海を終えたこと、及び翌月23日から定期検査、修繕工事等のため、前示造船所に入渠したことから同艇の降下、揚収を行っていなかった。

また、a1受審人は、海上試運転の際、漁業取締艇の習熟訓練の実施を予定していたことから、同運転の2日前に乗組員に対し、同訓練の実施及び同艇へ乗り組む人員について周知していた。

そして、a1受審人は、a2指定海難関係人が平成31年4月自船で初めてオンロードリリース方式の離脱フックを操作したこと、及びそれ以降同操作の経験が1回あることをそれぞれ承知していた。

a3船長は、09時10分海上試運転海域に到着して主機関の試運転、調整等を行って阪南港北西方沖合へ移動したのち、12時07分阪南港北防波堤灯台から332度（真方位、以下同じ。）3.3海里の地点で、右舷錨を水深17.5メートルの海中に投げ、錨鎖を3節水面まで繰り出し、船首を南西方に向け、機関を停止して錨泊を開始したのち、放水銃、消火ポンプ等の作動テストを行った。

a1受審人は、前示作動テストが終了したのち、漁業取締艇の習熟訓練のため、最初に右舷側の漁業取締艇を、引き続いて左舷側の漁業取締艇をそれぞれ降下することとし、右舷側の漁業取締艇船首部付近に立って降下作業の指揮を執り、同艇付近にダビットの操作や漁業取締艇の振れ止め等を担当する乗組員3人を、同艇に離脱装置及び機関の各操作を担当するa2指定海難関係人並びに次席一等航海士ほか乗組員2人をそれぞれ配して習熟訓練の準備を終えた。

漁業取締艇の習熟訓練に先立ち、a1受審人は、a2指定海難関係人に同艇の離脱フックの操作を行わせることとし、漁業取締艇の

降下を行うのが約2か月ぶりであったことに加え、a2指定海難関係人のオンロードリリース方式の離脱フックの操作経験が少なかったが、漁業取締時と異なり同艇を降下し、航走させて揚収する訓練で、また、a2指定海難関係人は以前に自船の離脱フックの操作を行っていて、離脱操作手順について理解しているものと思い、打ち合わせを行って漁業取締艇の降下手順を指導するなど、同操作手順を適切に指示しなかった。

12時50分a2指定海難関係人は、前示錨泊地点で、漁業取締艇の習熟訓練が始まったとき、自身が同艇の降下作業に携わるのが約3か月ぶりであったことに加え、オンロードリリース方式の離脱フックの操作手順を詳しく承知していなかったが、同手順を聞くなど、離脱操作手順の確認を十分に行わなかった。

こうして、a1受審人は、ダビットで漁業取締艇を舷外に振り出したのち、13時00分僅か前ワイヤロープを繰り出して同艇の降下を始めたところ、a2指定海難関係人が離脱フックの安全ピンを抜き、引き続き同フックの解放レバーを操作し、13時00分阪南港北防波堤灯台から332度3.3海里の地点において、Aは、船首が297度を向いたとき、離脱フックが解放され、漁業取締艇が海面上約2.5メートルから落下した。

当時、天候は晴れで風力3の西南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

その結果、漁業取締艇に乗艇していた乗組員1人が1か月間の加療を要する第1腰椎圧迫骨折を、同1人が1か月間の加療を要する第2腰椎圧迫骨折を、同1人が2週間の加療を要する右前腕挫傷等を、及びa2指定海難関係人が1週間の加療を要する左足関節捻挫をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗組員負傷は、阪南港北西方沖合において、漁業取締艇の習熟訓練のため同艇を降下する際、離脱操作手順の確認が不十分で、同艇が着水する前に離脱フックの解放レバーが操作され、漁業取締艇が海面に落下したことによって発生したものである。

離脱操作手順の確認が十分でなかったのは、首席一等航海士が、離脱操作手順を適切に指示しなかったことと、機関員が、同操作手順の確認を十分に行わなかったことによるものである。

a 1 受審人は、阪南港北西方沖合において、漁業取締艇の習熟訓練のため同艇を降下する場合、自船が漁業取締艇の降下を行うのが約2か月ぶりであったことに加え、a 2 指定海難関係人のオンロードリリース方式の離脱フックの操作経験が少なかったから、打ち合わせを行って同艇の降下手順を指導するなど、離脱操作手順を適切に指示すべき注意義務があった。ところが、a 1 受審人は、漁業取締時と異なり漁業取締艇を降下し、航走させて揚収する訓練で、また、a 2 指定海難関係人が以前に自船の離脱フックの操作を行っていて、離脱操作手順について理解しているものと思い、同操作手順を適切に指示しなかった職務上の過失により、a 2 指定海難関係人が、同艇が着水する前に離脱フックの解放レバーを操作して漁業取締艇が海面に落下する事態を招き、a 2 指定海難関係人及び乗組員3人を負傷させるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月31日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭